

## 周南市介護保険住宅改修費受領委任払に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第45条第1項に規定する居宅介護住宅改修費及び法第57条第1項に規定する介護予防住宅改修費(以下「住宅改修費」という。)の支給を受ける居宅要介護被保険者及び居宅要支援被保険者(以下「被保険者」という。)の一時的な経済負担を軽減するため、住宅改修費の受領委任払の実施及び住宅改修の施工事業者(以下「施工事業者」という。)の登録に関して必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、法で使用する用語の例による。

(受領委任払)

第3条 この要綱において「受領委任払」とは、住宅改修費の支給を受ける被保険者が、当該住宅改修費の受領を施工業者に委任した場合において、市が当該施工業者に対して住宅改修費を支払うことをいう。

2 受領委任払を利用できる被保険者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市の介護保険被保険者資格を有すること。
- (2) 法第66条第1項に規定する支払方法変更の記載を受けていないこと。
- (3) 法第67条第1項又は法第68条第1項の規定による保険給付差止めの記載を受けていないこと。
- (4) 法第69条第1項に規定する給付額減額等の記載を受けていないこと。

(受領委任払取扱事業者の登録)

第4条 受領委任払により施工しようとする施工事業者は、受領委任払取扱事業者として市の登録(以下「登録」という。)を受けなければならない。

2 登録を受けようとする施工事業者は、次の各号の要件をすべて満たすものとする。

- (1) 市が行う住宅改修に関する研修を受講していること。
- (2) 市に法人等の開設設置の届けを出している法人又は市に住所を有する個人事業者であること。
- (3) 登録を受けようとする年度の前年4月1日から登録の申請を行うまでの間に、住宅改修費の支給対象工事を行っていること。

(4) 周南市入札契約からの暴力団等排除要綱(平成24年12月25日制定)別表各号に掲げる措置要件に該当する者でないこと。

3 登録を受けようとする施工事業者(以下「申請者」という。)は、事業所ごとに住宅改修費受領委任払取扱事業者登録申請書に、次に掲げる書類を添付し、あらかじめ定められた期日までに市長に申請しなければならない。

(1) 周南市介護保険住宅改修費受領委任払取扱事業者の登録に係る確約書

(2) 市税の滞納のないことの証明書

4 市長は、住宅改修費受領委任払取扱事業者登録申請書を受け付け、登録が適当と認めた場合は、受領委任払取扱事業者(以下「登録事業者」という。)として登録するとともに、住宅改修費受領委任払取扱事業者登録通知書により申請者にその旨を通知するものとし、当該登録を不相当と認めたときは住宅改修費受領委任払取扱事業者登録却下通知書により申請者に通知するものとする。

5 登録の申請の受付及び有効期間は、それぞれ次の各号に定めるとおりとする。

(1) 登録の申請の受付は2年に1度行い、その期間は原則11月1日から11月末日までとする。

(2) 有効期間は、登録した日から2年間とする。

(変更の届出等)

第5条 登録事業者は、事業所の名称、所在地その他の登録時における届出事項に変更があったときは、速やかに住宅改修費受領委任払取扱事業者登録事項変更届出書により市長に届け出なければならない。

2 登録事業者は、前条第4項の登録に係る事業を廃止し、又は休止し、若しくは再開するときは、住宅改修費受領委任払取扱事業者登録事業(廃止・休止・再開)届出書を市長に提出しなければならない。

(登録事業者の責務)

第6条 登録事業者は、法その他の関係法令を遵守するとともに、被保険者の心身状況等に応じて適切な住宅改修を行うよう努めなければならない。

(登録事業者の登録の取消し)

第7条 市長は、登録事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録事業者の登録を取り消すことができる。

- (1) 被保険者の求めにもかかわらず、正当な理由がなく受領委任払の利用を拒否した場合
  - (2) この要綱に規定する事項及び周南市介護保険住宅改修費受領委任払取扱事業者の登録に係る確約書の遵守事項に違反した場合
  - (3) 住宅改修費の請求に不正があった場合
  - (4) その他市長が登録を取り消すことを必要と認めた場合
- 2 市長は、前項の規定により登録を取り消したときは、住宅改修費受領委任払取扱事業者登録取消通知書により、当該取消しをした事業者に通知するものとする。
- (事前承認)

第8条 この要綱に定める受領委任払の適用を受けようとする被保険者は、住宅改修を施工する前に、介護保険(居宅介護・介護予防)住宅改修費支給申請書(受領委任)に必要な書類を添付して、市長に申請しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、住宅改修に係る工事の可否を決定し、住宅改修事前申請(承認・不承認)通知(受領委任)により申請した被保険者に通知するものとし、当該被保険者から住宅改修費の受領の権限の委任を受けた登録事業者に通知するものとする。
- 3 前項に規定する住宅改修事前申請(承認・不承認)通知(受領委任)の内容に変更が生じた場合は、当該被保険者は、速やかに第1項の規定による申請を取り下げるとともに、改めて介護保険(居宅介護・介護予防)住宅改修費支給申請書(受領委任)に必要な書類を添付して、市長に申請しなければならない。

(住宅改修費の受領)

第9条 登録事業者は、当該住宅改修の完成後、当該被保険者から被保険者負担分(当該住宅改修に要した額から住宅改修費を除いた額)の支払を受けるものとする。

(領収証)

第10条 登録事業者は、前条の利用者負担の支払を受けた場合は、当該支払をした被保険者に対し、領収証を交付しなければならない。

(完了届)

第11条 被保険者は、工事完了後、速やかに介護保険(居宅介護・介護予防)住宅改修費支給に係る改修工事完了届(受領委任)に必要な書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(支給の決定)

第12条 市長は、前条に定める届出があったときは、その内容を審査の上、住宅改修費の支給の可否を決定し、(住宅改修費・介護予防住宅改修費)支給決定通知(受領委任)により、その内容を当該被保険者に通知するものとする。

(住宅改修費の返還)

第13条 市長は、登録事業者が、偽りその他不正の手段により住宅改修費の支払を受けたときは、当該住宅改修費の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年1月1日から施行する。

(準備行為)

2 第4条第3項の規定による申請、同条第4項の規定による受付その他の準備行為は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。

(特例措置)

3 第4条第5項第1号の規定にかかわらず、平成26年度は登録の申請及び受付を行うことができる。この場合において、同項第2号中「2年間」とあるのは、「1年間」と読み替えるものとする。